

市議会議員 様

柳井市長 井原 健太郎

市議会定例会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。

現在までに提出を予定している事件は、下記のとおりであります。

記

- | | |
|--------|---|
| 議案第47号 | 柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 議案第48号 | 柳井市税条例の一部改正について |
| 議案第49号 | 柳井市国民健康保険条例の一部改正について |
| 議案第50号 | 柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第51号 | 柳井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 議案第52号 | 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について |
| 議案第53号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第54号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第55号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第56号 | 令和5年度柳井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 議案第57号 | 令和6年度柳井市一般会計補正予算（第2号） |
| 議案第58号 | 令和6年度柳井市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第59号 | 令和6年度柳井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第60号 | 令和6年度柳井市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 議案第61号 | 令和6年度柳井市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 認定第1号 | 令和5年度柳井市水道事業会計決算認定について |
| 認定第2号 | 令和5年度柳井市下水道事業会計決算認定について |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

- 報告第 6 号 専決処分の報告について
- 報告第 7 号 平郡航路有限会社の経営状況について
- 報告第 8 号 一般財団法人やない花のまちづくり振興財団の経営状況について

柳井市告示第35号

令和6年第3回柳井市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年8月26日



柳井市長 井原健太郎

1 期 日 令和6年9月4日

2 場 所 柳井市議会議場

議案第 47 号

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

柳井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年柳井市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 事務の欄、別表第 2 事務の欄及び別表第 3 事務の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

柳井市税条例の一部改正について

柳井市税条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市税条例の一部を改正する条例

柳井市税条例（平成17年柳井市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第49号

柳井市国民健康保険条例の一部改正について

柳井市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

柳井市国民健康保険条例（平成17年柳井市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第50号

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年柳井市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第51号

柳井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

柳井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柳井市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年柳井市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の6第1号ロ（2）」を「第140条の6第1号イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年4月1日から柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、柳井地域広域水道企業団規約（昭和57年指令地方第1030号）を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

柳井地域広域水道企業団規約の一部を改正する規約

柳井地域広域水道企業団規約（昭和57年指令地方第1030号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（共同処理する事務）

第3条 企業団は、次に掲げる事務を共同処理する。

- （1）関係市町（岩国市にあつては、岩国市由宇町の区域に限る。）に係る水道用水供給事業の経営に関する事務
- （2）関係市町（岩国市を除く。）に係る水道事業の経営に関する事務
- （3）前2号に掲げる事務に附帯する事務

第4条中「柳井市日積13854番地」を「柳井市南町一丁目10番2号」に改める。

第5条第1項中「8人」を「11人」に、「柳井市及び周防大島町にあつては各2人、岩国市、上関町、田布施町及び平生町にあつては各1人」を「柳井市にあつては3人、周防大島町、田布施町及び平生町にあつては各2人、岩国市及び上関町にあつては各1人」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（参与）

第9条の2 企業団に参与6人を置く。

- 2 参与は、関係市町の副市長又は副町長をもって充てる。
- 3 参与の任期は、当該関係市町の副市長又は副町長としての任期による。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 前項の出資金、長期貸付金及び負担金の額は、次に掲げる負担割合に基づいて算出し、企業団の予算において定める。
 - （1）第3条第1号に掲げる事務 計画受水量割80パーセント、計画給水人口割20パーセント
 - （2）第3条第2号に掲げる事務 関係市町（岩国市を除く。）を給水区域とする水道事業の経営に関する事務の経費に対し100パーセント

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定による議員の定数の増加に伴う選挙の方法及び任期については、同条第2項に規定する補欠議員の選挙の例による。

(承継)

- 3 柳井市、周防大島町、上関町及び田布施・平生水道企業団（以下「関係団体」という。）に係る水道事業の経営に関する事務は、令和7年4月1日に柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）が承継する。
- 4 令和7年3月31日において、関係団体が保有する水道事業の資産、負債及び資本は、令和7年4月1日に企業団が承継する。

議案第 53 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 柳井市体育館改修（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 944,900,000円 |
| 変更後の契約金額 | 1,284,800,000円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市伊保庄4907番地
井森工業株式会社 取締役社長 吉崎 雅弘 |

(参 考)

工事名 柳井市体育館改修（建築主体）工事

工 期 自 令和5年9月21日

至 令和6年12月20日

議案第54号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年柳井市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 柳井市体育館改修（電気設備）工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 151,800,000円 |
| 変更後の契約金額 | 232,496,000円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市南町三丁目3番4号
株式会社クニモト電設工業 代表取締役 國本隆浩 |

(参 考)

工事名 柳井市体育館改修（電気設備）工事

工 期 自 令和5年9月21日

至 令和6年12月20日

議案第 55 号

工事請負変更契約の締結について

下記のとおり工事請負変更契約を締結することについて、柳井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年柳井市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

柳井市長 井原 健太郎

記

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 柳井市体育館改修（機械設備）工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 変更前の契約金額 | 238,480,000 円 |
| 変更後の契約金額 | 258,599,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 柳井市新市沖 2 番 13 号
トオル電気株式会社 代表取締役 宮本 稔 |

(参 考)

工事名 柳井市体育館改修（機械設備）工事

工 期 自 令和5年9月21日

至 令和6年12月20日

議案第56号

令和5年度柳井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度柳井市水道事業会計未処分利益剰余金68,662,312円のうち29,494,000円を資本金へ組み入れ、1,958,416円を減債積立金に、37,209,896円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原 健太郎

認定第1号

令和5年度柳井市水道事業会計決算認定について

令和5年度柳井市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

認定第2号

令和5年度柳井市下水道事業会計決算認定について

令和5年度柳井市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付し、議会の認定に付する。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

記

森藤幸枝

報告第6号

専決処分の報告について

損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

専決処分書

下記のとおり損害賠償に関する和解及び額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年8月23日

柳井市長 井原健太郎

記

1 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和6年6月4日柳井市新庄地内市道築山上大祖線において発生した原動機付自転車事故

2 和解及び損害賠償の相手方

住所等 柳井市 個人

3 和解の要旨及び損害賠償の額

柳井市は、相手方に対し、損害賠償金2,608円を支払うものとする。

報告第7号

平郡航路有限会社の経営状況について

令和7年度平郡航路有限会社の事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第243条の3第2項の規定により、報告する。

令和6年9月4日提出

柳井市長 井原健太郎

令和7年度 平郡航路有限会社の経営状況について

平郡航路有限会社の令和7年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の事業計画について、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第4条及び離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）第1条の規定により、国土交通大臣に提出した令和7年度航路補助金交付申請書に基づき、その主要な点を次のとおり報告します。

令和7年度の収支見込みは、収益を6,896万1,169円、費用を1億2,767万3,664円とし、収益から費用を差し引いた純損失を5,871万2,495円としております。

令和5年度実績と比較しますと、収益については、旅客運賃や営業収益の減少を考慮し、14.4%の減額としております。

費用については、貨物歩金や船舶消耗品費などの増額、及び旅客歩金、自動車航送取扱費、保険料などの減額を見込み、費用全体で6.5%の減額としております。速力の制御による燃料潤滑油費の節約や、検査ドッグ時における船員及び陸員自ら塗装作業を実施することによる船舶修繕費の節減等、引き続き、適正運航、適正管理に努め、経費の節減を図りたいと考えております。

航路経営については、人口減少や高齢化により地元利用客の減少が続き、経営環境の大きな改善が見込まれないことから、引き続き、国、県及び市の補助金を仰ぐこととなります。

平郡航路有限会社においては、カーフェリーの優位性を活かした島民以外の利用の促進に努め、旅客、自動車航送運賃の減収傾向に歯止めがかかるように努めてまいります。

本航路は、平郡地区民の日常生活に不可欠な交通手段であり、市といたしましては、航路の安全運航が確保され、経営の健全化と安定化が図られるよう、引き続き支援してまいります。

以上で、経営状況の報告といたします。

航路損益計算書・航路損益見込計算書

航路名 平郡 ~ 柳井

事業者名 平郡航路有限会社

(単位 円)

科目	期間区分	令和5年度の航路損益 (令和4年10月～令和5年9月)	令和7年度の航路損益見込み (令和6年10月～令和7年9月)	増減率 (%)
1. 収 益				
A 運 航 収 益		64,869,180	63,098,647	-2.7%
1. 旅 客 運 賃		28,196,820	26,160,840	-7.2%
2. 手 荷 物 運 賃		490,970	491,940	0.2%
3. 小 荷 物 運 賃		0	0	増減なし
4. 自 動 車 航 送 運 賃		28,169,130	27,856,590	-1.1%
5. 貨 物 運 賃		6,399,430	6,925,170	8.2%
6. 郵便・信書便航送料		1,020,220	1,016,447	-0.4%
7. 雑 収 入		592,610	647,660	9.3%
B 営 業 収 益		15,684,943	5,862,522	-62.6%
1. 航 路 附 属 施 設 収 入		0	0	増減なし
2. 雑 収 入		15,684,943	5,862,522	-62.6%
収 益 計		80,554,123	68,961,169	-14.4%
2. 費 用				
A 運 航 費 用		119,431,310	111,116,665	-7.0%
1. 旅 客 費		3,134,700	3,119,674	-0.5%
(1) 旅 客 歩 金		2,585,561	2,386,149	-7.7%
(2) 傷 害 保 険 料		395,330	395,330	増減なし
(3) 雑 費		153,809	338,195	119.9%
2. 手 荷 物 取 扱 費		69,557	55,980	-19.5%
3. 小 荷 物 取 扱 費		0	0	増減なし
4. 自 動 車 航 送 取 扱 費		3,687,444	3,621,745	-1.8%
5. 貨 物 費		2,474,668	2,792,910	12.9%
(1) 貨 物 積 卸 費		0	0	増減なし
(2) 貨 物 歩 金		2,474,668	2,684,964	8.5%
(3) 貨 物 弁 金		0	0	増減なし
(4) 雑 費		0	107,946	皆増
6. 郵便・信書便取扱費		0	0	増減なし
7. 燃 料 潤 滑 油 費		37,256,828	33,406,206	-10.3%
8. 養 缶 水 費		191,238	191,510	0.1%
9. 港 費		1,240,068	1,244,689	0.4%
(1) 税金及び手数料		0	0	増減なし
(2) 水先及び係留料等		219,068	224,356	2.4%
(3) 代理店手数料		1,021,000	1,020,333	-0.1%
10 雑 費		108,306	106,453	-1.7%
11 船 費		71,268,501	66,577,498	-6.6%
(1) 船 員 費		44,275,572	43,641,412	-1.4%
(2) 船 舶 備 品 費		507,585	331,762	-34.6%
(3) 船 舶 消 耗 品 費		1,074,169	1,347,262	25.4%
(4) 船 舶 修 繕 費		23,149,575	19,317,134	-16.6%
(5) 雑 費		2,261,600	1,939,928	-14.2%
B 営 業 費 用		17,179,581	16,556,999	-3.6%
1. 保 険 料		1,514,508	1,452,600	-4.1%
(1) 船 舶		1,514,508	1,452,600	-4.1%
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
2. 税 金		0	0	増減なし
(1) 船 舶		0	0	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
(3) 消 費 税		0	0	増減なし
3. 利 子		0	0	増減なし
(1) 船 舶		0	0	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
4. 減 価 償 却 費		0	0	増減なし
(1) 航 路 開 設 費		0	0	増減なし
(2) 船 舶		0	0	増減なし
(3) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
5. 賃 借 (用 船) 料		800,000	800,000	増減なし
(1) 船 舶		800,000	800,000	増減なし
(2) 航 路 附 属 施 設		0	0	増減なし
6. 航 路 附 属 施 設 費		1,222,566	1,025,121	-16.2%
7. 店 費		13,642,507	13,279,278	-2.7%
費 用 計		136,610,891	127,673,664	-6.5%
3. 差引当期純利益 (純損失)		-56,056,768	-58,712,495	純損失4.7%増

(単位 円)

(国庫補助金)	27,285,255		
(都道府県補助金)	26,941,000		
(市区町村補助金)	4,187,534		